

平成 25 年 3 月 1 日

株式会社 玉越 一般事業主行動計画（第 2 回）

働き方の見直しに資する労働条件を整備し、限られた人員の中で業務に支障をきたすことなく年次有給休暇の取得を図り、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 平成 25 年 3 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

2 内 容

<目標>

年次有給休暇の取得促進

<対策>

平成 25 年 3 月～平成 27 年 3 月

- ・年次有給休暇取得状況を調査
- ・前年度の取得率の集計と公表および取得促進の啓蒙